

## 【本体（同質出隅含む）塗膜の変色・褪色15年保証について】

## 保証対象

2020年4月以降出荷の旭ステム外装【SHiZEN】工場塗装品の本体・同質出隅・同質T出隅とします。

## 保証内容

塗膜に著しい変退色がないこと。「著しい変退色」とは、建築後の年数を考慮して外壁材外観が見苦しく、社会通念上、明らかに補修が必要となる場合をいいます。尚、保証内容に抵触するか否かについては、旭ステム外装株式会社が品質保証条件と免責事項を確認した上で、判断するものとします。

## 保証期間

通常の使用環境下において製品を使用した住宅・建築物の施工完了から15年間です。  
ただし本保証に基づき補償が行われた場合でも、その後の保証期間は当初の保証期間の**残余期間**といたします。

## 保証対象条件

1. 弊社が保証対象者に対して**個別に保証書を発行した新築物件**とさせていただきます。
2. 外装材として使用された物件を対象とさせていただきます。
3. 原則として、専門施工ができる工事業者またはNYGサイディング施工士\*が施工、管理し、施工管理報告書が提出された物件とさせていただきます。
4. 日本国内の新築の木造軸組建築物・木造枠組み壁工法（2×4）建築物、および、鉄骨造建築物（鉄骨胴縁・木胴縁工法）とし、かつ弊社純正の同質部材・付属部材を使用し、設計・施工時の最新版の「SHiZEN専用テクニカルガイド」に従って設計施工された物件とさせていただきます。
5. 特に通気構法がなされていない場合は、保証の対象外となりますのでご注意ください。  
\*NYGが主催する「窯業系サイディング施工士認定試験」の合格者に与えられる資格です。優れた技能と最新の知識を有した、外装工事の専門技術者です。

## 保証対象者

保証書の発行対象者は、元請業者様（住宅会社様、工務店様）とします。

## 補償方法

弊社は検査と調査の上、製品不具合があると決定した場合は弊社の判断により次のいずれか1つの方法により補償します。

1. 不具合部分を補修します。
2. 不具合部分を対象とした代替製品を無償提供します。\*
3. 保証対象者に返金します。\*  
施工後2年以内に発覚した不具合の場合、弊社が査定する製品価格を上限に負担します。  
施工後3年目以降保証期間満了までの期間については、経過年数毎に減額された製品査定額を上限に負担します。  
\*防水紙、シーリング材、留め金具、胴縁その他の部材、労賃については負担しません。

## 免責事項

- (1) 最新版の「SHiZEN専用テクニカルガイド」に記載された事項に従わない設計・施工により不具合が生じた場合。
- (2) 純正同質部材・付属部材を使用しなかった場合、および弊社の製品以外の部材による不具合の場合。
- (3) 釘部の錆やもらい錆および金属製の化粧部材（水切り・出隅等）による不具合の場合。
- (4) 外壁材が変質・変形する恐れのある場所に使用された場合、および変質・変形の恐れのある施工がなされた場合。
- (5) 入居者（管理人を含む）または第三者による維持管理不行き届きならびに故意・過失により不具合が生じた場合。
- (6) 外壁工事完了後の増改築や補修あるいは設備機器・看板等の取付工事等により不具合が生じた場合。
- (7) 建物自体の変形や変位により不具合が生じた場合。
- (8) 下地材の腐食、経年変化による下地材の反り、くるとい等により不具合が生じた場合。
- (9) 釘頭のタッチアップなどの補修塗料使用箇所。
- (10) タワシ・ブラシ等不適当な器材および薬品を用いた洗浄による損傷の場合。
- (11) **汚れ（伝い水による汚れを含む）・錆・カビ・こけ・藻等による外観上の変化の場合。**
- (12) 特殊環境地域による損傷の場合。（温泉場・焼却場・競泳場）（特殊ガス・熱・酸・アルカリ・塩類を発生する施設や工場地域）（塩害地区、湖・河川等の周辺で常時しづきがかかるような地域）（煙塵および金属粉・石粉が堆積する地域）等および公害による損傷の場合。
- (13) 異常現象（天災・台風・洪水・地震・落雷・つらら等）による損傷の場合。
- (14) 不適切な保管・取扱いにより不具合が生じた場合。
- (15) 施工工事による不具合の場合。
- (16) 損傷ないし不具合を放置したために生じた拡大損傷の場合。
- (17) 契約当時実用化された技術では予測することが不可能な現象が原因で生じた不具合の場合。
- (18) 内部結露および伝い水によって基材に損傷（含む凍害）が生じた場合。
- (19) 釘留め部分。
- (20) 同質出隅の面取り部分。
- (21) 純正品のマスキングテープ以外による塗膜剥がれおよび粘着テープ貼り等による塗膜剥がれ。
- (22) 経年変化による微細な塗膜のひび割れ。
- (23) 定期的なメンテナンスを怠った場合、または不適切なメンテナンスによる損傷の場合。
- (24) 保証書発行申請書および施工管理報告書（チェックシート）に事実と異なる記載があった場合。
- (25) 沖縄県で使用された場合。
- (26) 施工管理報告書（チェックシート）のチェック欄が「×」であった項目に起因する不具合の場合。
- (27) 保証期間を経過後に申し出た場合。

## 保証書発行条件

弊社指定の「保証書発行申請書」と「保証物件施工管理報告書」に必要事項をもれなくご記入の上、施工完了後3か月以内に弊社支店・営業所へご提出ください。

**なお、この保証は、汚れ、カビ、こけ、藻等による外観上の変化に関する保証ではありません。**

## 保証の手順

保証申請は右の手順で進めてください。

申請者（住宅会社様）  
↓ 〈保証書発行申請書〉  
旭ステム外装（株）  
↓ 〈保証書〉  
申請者（住宅会社様）

## 必ずお守りください

弊社指定の「保証書発行申請書」と「保証物件施工管理報告書」に必要事項をもれなくご記入の上、施工完了後3か月以内に弊社支店・営業所へご提出ください。